

JBIC 環境社会配慮ガイドライン異議申立手続の概要

2017年5月

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺有輝

1. 環境社会配慮確認のための JBIC ガイドラインに基づく異議申立手続とは何か？

国際協力銀行（JBIC）は、投融資を行うプロジェクトが環境や地域社会に与える負の影響を回避・最小化するために「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（以下ガイドライン）」¹を制定している。ガイドラインでは、JBIC が行う環境社会配慮確認の方法や情報公開の手続、プロジェクトに求められる環境社会配慮の原則等が示されている。

JBIC は、ガイドラインの遵守を確保するために、異議申立手続²を設置している。異議申立手続では、プロジェクトによって影響を受ける住民等からの異議申立を受け付け、投融資担当部署から独立した経営会議直属の「環境ガイドライン担当審査役」がガイドラインの遵守状況等を審査し、経営会議に対して勧告を行うことになっている。

2. 誰がどんな場合に異議申立ができるのか？

- 対象となる案件：JBIC の投融資プロジェクトにおいて、JBIC がガイドラインを遵守しなかったことにより、重大な被害が生じている（または将来に発生する相当程度の蓋然性がある）案件。
- 申立ができる人：JBIC の投融資プロジェクトによって被害を受けた人、または将来、被害を受ける相当程度の蓋然性がある人（2名以上の住民）。
- 申立ができる期間：投融資契約調印後から貸し出しが終了するまでの期間。ただし、投融資契約調印前にガイドラインの不遵守の指摘があった場合には、必要に応じて環境ガイドライン審査役が、投融資担当部署に移送し、適切に対応するよう依頼の上、経営会議に報告する。

3. 異議申立が行われた場合、どのような手続が行われるのか？

- 申立書の受理・関係者への通知：環境ガイドライン担当審査役は、申立書を受領後、原則として5営業日以内に申立人、JBIC 投融資担当部署、借入人、プロジェクト実施主体に受理の通知を行う。
- 予備調査の実施：環境ガイドライン担当審査役は、申立書に所定の内容が記載されているかどうか、制度乱用を目的としていないかどうかを調査する。必要に応じて関係者にヒアリングを行うことができる。
- 手続開始・却下の決定：環境ガイドライン担当審査役は、原則1か月程度で手続開始または却下の決定を下し、関係者に書面で連絡する。却下を下す際、環境ガイドライン審査役が案件審査等に有用であると考えられる場合には、投融資担当部署に異議申立を移送することができる。
- ガイドライン遵守調査：手続開始決定後、環境ガイドライン担当審査役は、ガイドライン遵守に係

¹ <http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/confirm>

² <http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/disagree>

る事実を調査するため、申立人を含む関係者からの聴取や資料閲覧を行う。また、当事者間の対話促進の仲介や個別ヒアリングを行うことができる。

- ▶ 経営会議への報告：環境ガイドライン担当審査役は、異議申立受理後（2015年改訂版が適用される場合は手続き開始後）3か月以内（上記調査等は最大2ヶ月延長可能なため、その場合は5ヶ月以内）に調査結果等を経営会議に報告する。当事者は報告の内容に対する意見を審査役に提出することができる。JBIC 投融資担当部署は、必要に応じて、審査役の報告に対する意見書を1ヶ月以内に経営会議に提出する。
- ▶ フォローアップ：経営会議は、審査役の報告、当事者の意見、投融資担当部署の意見を踏まえて、投融資担当部署に指示を行う。環境ガイドライン担当審査役は、経営会議の指示の実施状況について、経営会議に対して年次報告書等で報告する。

4. 投融資契約調印前に異議申立が行われた場合の経営会議の権限は何か？

投融資契約調印前に異議申立が行われた場合は、その申立は投融資担当部署に移送され、経営会議に報告される可能性がある。その際の経営会議の権限については、2003年3月28日にパブリック・コンサルテーション・フォーラム議長より提出された議長総括³に以下の通り記載されている。なお、当時の環境ガイドライン担当審査役は総裁直属となっていたが、現在は経営会議の直属となっている。

国際協力銀行の総裁は、国際協力銀行法上、本行業務を総理する権限を有し、従って、融資契約の調印以前であっても、例外的に、本行による重大なガイドライン不遵守の疑いが外部より指摘された場合に、投融資担当部署の報告を踏まえ、その環境・社会に与え得る影響の大きさ、影響発生蓋然性、プロジェクトによるベネフィットなどを広く総合的に勘案して、異議申立手続のうち適用可能な部分を準用して、環境ガイドライン担当審査役に調査などの活動を命じることは、総裁の権限の範囲内の事項である。

³ http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/page/2013/08/522/A04-02-05-01_i.pdf